定、同令別表六の二㈢付表四の記載要領の改正規定、同令別表六の二㈢付表五の記載要領の改正規定、同令別表六の二㈣付表二の記載要領の改正規定、同令別表六の二㈣付表三の記載要領の改正規定、同令別表六の二㈣付表四の記載要領の改正規定、同令別表七㈠の記載要領の改正規定、同令別表七㈠付表一の改正規定（同表の記載要領第四号中「別表七の二付表二」を「別表七の二付表一」に改める部分を除く。）、同令別表七㈠付表二の改正規定（同表の記載要領第二号中「別表七の二付表二」を「別表七の二付表一又は法人税法施行規則及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成22年財務省令第33号）第1条の規定による改正前の別表七の二付表二」に改める部分を除く。）、同表の次に1表を加える改正規定、同令別表七㈠の表の改正規定（「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書」を「民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に改める部分に限る。）、同表の記載要領の改正規定、同令別表七の二付表二の表の改正規定（「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入に関する明細書」を「民事再生等評価換えが行われる場合以外の場合の再生等欠損金の損金算入及び解散の場合の欠損金の損金算入に関する明細書」に改める部分に限る。）、同表の記載要領の改正規定、同令別表七の二付表二の表の改正規定（「第23条第2項又は第3項」を「同条第2項の規定により計算した金額については、その金額」に改める部分に限る。）、同令別表八㈠の記載要領第二号の改正規定（「第81条の4第2項」の次に「又は第3項」を加え、「その金額」を「同条第2項の規定により計算した金額については、その金額」に改める部分に限る。）、同令別表九㈡の記載要領第六号(1)及び(2)の改正規定、同令別表十一の二の記載要領第1号の改正規定（「が法第52条第2項」の次に「若しくは第6項」を加える部分及び「（法第52条第2項」の次に「又は第6項」を加える部分に限る。）、同第1号(1)の改正規定（「第57条の10第1項」の次に「又は第2項」を加える部分に限る。）、同号(2)の改正規定（「第68条の59第1項」の次に「又は第2項」を加える部分に限る。）、同第三号の改正規定（「第57条の10第1項」の次に「若しくは第2項」を加える部分及び「第68条の59第1項」の次に「若しくは第2項」を加える部分に限る。）、同令別表十二㈡の記載要領の改正規定、同令別表十六㈣の記載要領の改正規定、同令別表十六㈥の記載要領第二号(1)の改正規定、同令別表十六の二㈠の記載要領の改正規定、同令別表十八の二の記載要領第五号の改正規定、同令別表十七㈡の記載要領の改正規定、同令別表十八の二付表一の改正規定、同令別表十八の二付表二の改正規定、同令別表十八の二付表三の改正規定、同令別表二十㈠の記載要領の改正規定、同令別表二十㈢の記載要領の改正規定並びに同令別表二十㈡の記載要領の改正規定並びに次条第二項及び第十項の規定　平成二十二年十月一日

二　第一条中法人税法施行規則別表六㈠の記載要領第三号の改正規定　石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十号）の施行の日（法人税法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則（以下この条において「新規則」という。）別表の書式は、法人（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成二十二年四月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日以後の解散（合併による解散及び同法第九十二条第二項に規定する信託特定解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する法人税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び法人の同日前の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　新規則別表五㈠、別表五の二㈠付表二、別表六の二㈢付表三から別表六の二㈢付表五まで、別表六の二㈣付表二から別表六の二㈣付表四まで、別表七㈠付表一から別表七㈠付表三まで、別表九㈡、別表十一㈢、別表十二㈢、別表十二㈣、別表十六㈣及び別表十六㈥(1)の書式は、法人の平成二十二年十月一日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以後に終了する連結事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十二年九月三十日までの間における新規則別表七の二付表二の書式の適用については、同表の記載要領第1号中「第81条の9（第4項を除く。）」とあるのは「第81条の9」と、同第1号中「同条第5項各号」とあるのは「同条第4項各号」と、「場合若しくは同条第4項各号に規定する場合」とあるのは「場合」とする。

4　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規則別表七の二付表一の書式の適用については、同表の記載要領第1号中「第81条の9第6項」とあるのは「第81条の9第5項」とする。

5　施行日から平成二十二年九月三十日までの間における新規則別表七の二付表二の書式の適用については、同表の記載要領第1号中「同条第5項各号」とあるのは「同条第4項各号」と、「第81条の10第1項」とあるのは「第81条の9の2第1項」と、「場合若しくは平成22年改正法第2条の規定（平成22年改正法附則第1条第3号ロに規定する組織再編成等以外の改正規定を除く。）による改正前の法人税法（第8号において「平成22年10月旧法」という。）第81条の9第4項各号（連結欠損金の繰越し）に規定する場合」とあるのは「場合」と、「第81条の9第6項」とあるのは「第81条の9第5項」と、同第三号中「第81条の10第4項」とあるのは「第81条の9の2第4項」と、同第四号中「第81条の10第2項第1号」とあるのは「第81条の9の2第2項第1号」と、「第81条の10第5項」とあ